

豊中市防火防災訓練災害給付金の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市（市の消防機関を含む。以下「市」という。）又は豊中市消防局管内（以下「管内」という。）の自主防災組織、女性防火クラブ及び幼年消防クラブ等（以下「民間防火組織」という。）並びに町内会、婦人会等の民間団体が行う防火防災訓練（以下「訓練」という。）に参加した者（以下「補償等対象者」という。）が、当該訓練に起因する事故（以下「事故」という。）により傷害（傷害に起因する死亡を含み、疾病を含まない。以下同じ。）を受けた場合における当該補償等対象者（以下「被害者」という。）に対して、市が公益財団法人日本消防協会「以下「協会」という。」と防火防災訓練災害補償等共済契約を締結して行う災害給付金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害給付金の支給対象となる訓練)

第2条 災害給付金の支給対象となる訓練は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が主催する訓練に民間防火組織が参加したもの
- (2) 管内の民間防火組織の自主的な訓練で、市に防火防災訓練実施計画書（第1号様式）の提出があったもの
- (3) 第1号又は第2号に準ずる方法により実施した訓練で、自治会、町内会及び婦人会等が訓練に参加したもの

(災害給付金の種類)

第3条 災害給付金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害補償死亡一時金
- (2) 災害補償後遺障害一時金
- (3) 入院療養補償
- (4) 通院療養補償
- (5) 休業補償

(災害補償死亡一時金)

第4条 補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより、事故の日から180日以内に死亡した場合には、災害補償死亡一時金として遺族に対して、700万円を支給する。

(災害補償死亡一時金の受給者)

第5条 災害補償死亡一時金を受けることができる遺族は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、主として被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者

- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者
 - (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 災害補償死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号に規定する順位とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(災害補償後遺障害一時金)

第6条 補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより治ゆ後180日以内で、かつ、事故後1年6月以内において、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令別表第二に定める障害の等級（以下「障害の等級」という。）第1級から第14級の状態の後遺障害が生じた場合には、災害補償後遺障害一時金として被害者に対して別表に定める障害の等級に応じた金額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、被害者が事故後1年6月を経過した日において、次の各号のいずれにも該当していることにより、当該1年6月を経過する日の前日における医師（歯科医師を含む。以下同じ。）の診断に基づいて災害補償後遺障害一時金の支給を行う場合は、後遺障害が生じたものとみなしてその障害の等級を決定し、その障害の等級に応じた別表に定める金額を支給する。

(1) 別表に定める障害の等級に該当する障害があること。

(2) 前号の障害について治療を要する状態であること。

3 障害の等級に定める障害が2以上ある場合の障害の等級は、重い障害の等級に応ずる等級によるものとする。

4 既に身体に障害のある補償等対象者が被害者となり、後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の障害の等級に応じた別表に定める金額から、加重前の障害の等級に応じた同表に定める金額を差し引いた金額をもって災害補償後遺障害一時金とする。

5 被害者が災害補償後遺障害一時金を受けたのち、当該障害に起因して死亡した場合において、災害補償死亡一時金の支給を受けるときは、既に支払われた災害補償後遺障害一時金は、当該災害補償死亡一時金の内払いとみなす。

(入院療養補償)

第7条 補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより医師の診断に基づく療養上必要な病院等への入院をした場合には、入院療養補償として被害者に対して、3,500円に入院日数（その日数が90日を越えるときは、90日）を乗じて得た金額を支給する。

2 前項の場合において、当該傷害により入退院を繰り返したときは、最初に療養のため入院した日から起算した実入院日数とする。

(通院療養補償)

第7条の2 補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に1週間以上通院した場合には、通院療養補償として被害者に対して、事故発生の日から起算し90日以内の通院について、2,500円に実通院日数を乗じて得た金額を支給する。

2 補償等対象者の同一事故による傷害に対して、入院療養補償と通院療養補償のいずれもが該当するときは、前条第1項の規定による最高限度額をもって限度とする。

(休業補償)

第8条 補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより勤務その他の業務に従事することができない場合(以下「休業」という。)には、休業補償として被害者に対して、休業した日数に3,000円を乗じて得た金額を、90日を限度として支給する。

2 前項の場合において、当該傷害により、休業を繰り返したときは、最初の療養のため休業した日から起算した実休業日数とする。ただし、当該傷害の発生が午後5時を経過した後の事故によるものであった場合の休業日数は、事故発生の翌日から起算するものとする。

(特別給付)

第8条の2 次の各号の一に該当する者に係る事故については、第4条及び第6条から第8条までの規定にかかわらず、災害給付金の種類に応じて、これらの規定による金額の2分の1を限度として給付する。

- (1) 防火防災訓練会場までの合理的経路及び方法による往復において、事故により被害を受けた補償等対象者
- (2) 訓練を観覧又は応援をされていて傷害を受けた者
- (3) 訓練中の休憩時間に傷害を受けた者

(事故発生の届出)

第9条 補償等対象者が事故により傷害を受けた場合、当該事故が発生した日から20日以内に被害者(死亡したときは、その遺族)は、市に対して防火防災訓練事故発生状況届出書(第2号様式)を提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(災害給付金の請求及び支給)

第10条 災害給付金の支給は、被害者又はその遺族の請求に基づいて行う。

2 前項の請求は、次の各号に定めるときから40日以内に防火防災訓練災害給付金支払請求書(第3号様式)により行わなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

- (1) 災害補償死亡一時金については、被害者が死亡したとき。

- (2) 災害補償後遺障害一時金については、被害者に後遺障害が生じたとき。ただし、被害者が事故の日から起算して1年6月を経過して、なお治療を要する状態である場合は、当該事故の翌日から起算して1年6月を経過したとき。
- (3) 入院療養補償については、被害者が退院したとき又は被害者の入院日数が90日を超えたときのいずれか早いとき。
- (4) 通院療養補償については、被害者の通院治療が終わったとき、又は事故発生の日から90日を超えたときのいずれか早いとき。
- (5) 休業補償については、被害者が勤務若しくはその他の業務に従事することができる程度に治ゆしたとき又は被害者の休業日数が90日を超えたときのいずれか早いとき。
- (6) 災害給付金の請求に係る関係書類のうち、被害者以外の者が有償で作成した診断書等については、必要かつ妥当な実費を弁償する。

3 市は、協会からのてん補が決定した後、第1項の請求者に通知（第4号様式）し、災害給付金を支給する。

（請求期間）

第10条の2 災害給付金の支払事由が発生した日から2年6月を経過したときは、災害給付金の請求をすることはできない。

（災害給付金の減額等）

第11条 被害者に重大な過失があった場合又は正当な理由がなくその治療を怠り若しくはその治療に関する指示に従わないことにより、当該障害の程度を増進させ若しくは回復を妨げた場合は、その者に係る災害給付金の全部又は一部の支給を行わない。

2 被害者が、既に存在していた傷害若しくは疾病の影響又は事故により傷害を受けた後に、その事故と関係なく生じた傷害又は疾病の影響により、当該傷害の程度を増進させ若しくは回復を妨げた場合は、その影響がなくなったときの傷害に応ずる災害給付金を支給する。

（災害給付金の支給の制限）

第12条 被害者が次の各号の一に該当する事由に起因して傷害を受けた場合は、災害給付金を支給しない。

- (1) 被害者又は災害補償死亡一時金を受けることができる遺族の故意
- (2) 被害者の自殺行為
- (3) 被害者の犯罪行為
- (4) 被害者の精神障害又は飲酒
- (5) 被害者の妊娠又は流産
- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
- (7) 被害者の疾病（細菌性食中毒を含む。）
- (8) 地震、洪水等の自然変異
- (9) 核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又

はこれらの特性による事故

- (10) 前号以外の放射線照射又は放射線汚染
- (11) その他前各号に類似する原因によるもの
- (12) 第9条に定める期間内に事故発生の届出がなかったとき。ただし、同条ただし書の規定が適用された場合を除く。

(災害給付金の返還)

第13条 詐欺その他の不正な行為により、この要綱による災害給付金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した災害給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(適用除外)

第14条 この要綱は、次の各号の一に該当する者に係る事故については適用しない。

- (1) 企業及び事業所等の自衛消防組織等の業務又は公務により訓練に参加した者
- (2) 訓練を指導する市の職員及び団員並びに市が訓練のために委託した者

(災害給付金の支給額等に係る日本消防協会の決定)

第15条 災害給付金の支給額、支給制限その他この要綱による災害給付金の支給に関しては、防火防災訓練災害補償等共済契約約款に基づき、協会の決定によるものとする。

(他の法令による補償等の関係)

第16条 同一の事由について、被害者又はその遺族に対し、他の法令による補償等が行われる場合には、その補償等に相当する金額の範囲内において、災害給付金の支給を行わない。

(損害賠償の免責)

第17条 この要綱による災害給付金の支給を行った場合は、同一の事由について、その金額の限度において、国家賠償法（昭和22年法律第125号）又は民法（明治29年法律第89号）による損害賠償の責を負わない。

附 則（平成18年10月20日 豊消総第289号消防長通知）

この要綱は、令達の日から施行する。

附 則（平成23年10月4日 豊消総第1030号消防長通知）

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日 豊消総第185号消防長通知）

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日 豊消総第1520号消防長通知）

別表 障害の等級に応じた金額表

等 級	金 額
第1級・第2級	700万円
第3級・第4級	550万円
第5級・第6級	400万円
第7級・第8級	300万円
第9級・第10級	200万円
第11級・第12級	130万円
第13級・第14級	70万円

第1号様式（表）

防火防災訓練実施計画書

		年 月 日	
豊中市 消防署長 様		届出者 住所	
		氏名 電話	
実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
	雨天延期日	月 日 () 時 分 ~ 時 分	
実施場所			
実施団体名			
	責任者	電話	
打合せ担当者	氏名	電話	
参加人員	男	人	・ 女
消防職団員の派遣	□消防職員	_____人	□消防団員
訓練の種別	□消火訓練 □避難訓練 □通報訓練		
	□救急訓練	□人工呼吸法 □応急手当 □その他 ()	
	□その他訓練	□ビデオ視聴 □地震体験 □その他 ()	
受付欄			処理欄

※ 裏面をよくご覧ください。

第 1 号様式（裏）

防火防災訓練補償制度

防火防災訓練災害補償制度は、防火防災訓練に参加された方が訓練中の不慮の事故でケガなどをされた時、その被害を補償するため、豊中市が公益財団法人日本消防協会と締結している、防火防災訓練補償等共済契約に基づき、災害給付金を支給する制度です。

災害給付金は、つぎのとおりです。

- 1 災害補償死亡一時金
- 2 災害補償後遺障害一時金
- 3 療養補償
- 4 休業補償

※ 万一、訓練でケガなどされましたら、直ちに下記までご連絡ください。

電話 06-6846-8405

（豊中市消防局 消防総務課）

第 2 号 様 式

防 火 防 災 訓 練 事 故 発 生 状 況 届 出 書

				年 月 日
豊 中 市 長 様				
				届 出 者
				住 所
				氏 名
				電 話
被 害 者	住 所	(〒 -)		男 ・ 女
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	勤 務 先	所 在 地	(〒)	
名 称			所 属 ・ 職 種	
事 故 状 況	発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
	発生場所			
	原因・状況 *詳しく 記載して 下さい。			
受傷後の措置 病院への移送方 法収容病院など				
現認者	住 所	氏 名		
	住 所	氏 名		

第 3 号 様 式

防 火 防 災 訓 練 災 害 給 付 金 支 払 請 求 書

年 月 日				
豊 中 市 長 様 請 求 者 被 害 者 と の 関 係 住 所 氏 名 電 話 災 害 給 付 金 の 支 払 に つ い て 、 必 要 書 類 を 添 え て 下 記 の と お り 請 求 し ま す 。				
事 故	発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 頃		
	場 所			
	概 要			
被 害 者	住 所			
	氏 名		生 年 月 日	
	性 別	男・女	職 業	
給 付 金 の 振 込 先	口座名義 (カタカナ)			
	ゆうちょ 銀行以外 の 金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 農協		フリガナ <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所
		口座種類 <input type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄		支店コード (3ケタ)
	ゆうちょ 銀行	通帳の「郵便振替口座開設 (送金機能) 欄」に○があることをご確認ください。		
通帳記号 (5ケタ)		1 □ □ □ 0		
	通帳記号 (8ケタ)	□ □ □ □ □ □ □ 1		
				右詰めでご記入ください

第 4 号 様 式

年 月 日

様

豊 中 市 長

防 火 防 災 訓 練 災 害 給 付 金 額 の 決 定 に つ い て

さきに請求のありましたこのことについては、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

金 額

た だ し、

備 考

(銀行振込みの場合は、振り込んだ旨月日を入れて通知する。)